

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	小口現金		運転資金			315,344
預金	三井住友銀行池田支店他		運転資金			112,572,791
			小計			112,888,135
事業未収金	拠点区分ごとの未収		2月・3月介護報酬等			63,419,951
立替金	ほほえみの園		利用者立替金			1,339,167
前払金	ほほえみ S P A		家賃4月分			3,011,972
前払費用	拠点区分ごとの前払金		火災保険料,工事中期支払			10,517,046
	流動資産合計			0	0	191,176,271
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	大阪府池田市建石町8番10号		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用			788,354,956
建物	大阪府池田市建石町8番10号	1996年度	第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	1,416,436,968	834,859,550	581,577,418
	基本財産合計			1,416,436,968	834,859,550	1,369,932,374
(2) その他の固定資産						
建物	大阪府池田市建石町8番10号	1996年度	第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	152,602,822	77,828,221	74,774,601
車輛運搬具	トヨタハイエース1台ホンダ普通自動車1台		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	28,319,164	26,560,605	1,758,559
器具及び備品	拠点区分ごと器具及び備品		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	92,486,243	90,146,307	2,339,936
有形リース資産	介護用ベッド		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	20,328,000	4,404,400	15,923,600
権利	電話加入権		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	76,440	0	76,440
ソフトウェア	拠点区分ごと介護用ソフトクラウド化		第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等を使用	3,729,000	2,953,681	775,319
長期預り金積立資産	ケアハウス五月園		ケアハウス五月園管理費			3,302,800
差入保証金	ほほえみ S P A		ほほえみ S P A 賃貸契約			721,000
その他の固定資産	大坂北部農協 普通預金		移行時積立金			1,152,483
	その他の固定資産合計			297,541,669	201,893,214	100,824,738
	固定資産合計			1,713,978,637	1,036,752,764	1,470,757,112
	資産合計			1,713,978,637	1,036,752,764	1,661,933,383
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分事業経費ほか					31,126,821
預り金	業者等の支払分 (利用者分)					2,308,651
職員預り金	源泉所得税ほか					2,139,532
前受金	携帯電話アンテナ基地局 4月分					55,000
賞与引当金	夏期賞与 (11月～3月分)					10,398,131
	流動負債合計			0	0	46,028,135
2 固定負債						
設備資金借入金	大坂北部農協 ほほえみ S P A					9,240,000
長期運営資金借入金	福祉医療事業団 (コロナ借入金)					22,000,000
リース債務	介護用ベッドリース					15,923,600
退職給付引当金	本部 職員退職金					101,073,881
長期預り金	ケアハウス五月園					3,302,800
	固定負債合計			0	0	151,540,281
	負債合計			0	0	197,568,416
	差引純資産			1,713,978,637	1,036,752,764	1,464,364,967

- (記載上の留意事項)
- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
 - ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
 - ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
 - ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
 - ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
 - ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
 - ・預金に関する口座番号は任意記載とする。